

総合体育館利用についてのお願い

1. 施設利用の手続き

- ①施設を利用する場合は、受付で手続きを済ませて許可を受けてから利用してください。
- ②用具、備品等を使用する場合は、別紙使用願いに記入し、許可を受けてから使用してください。

2. 施設利用の注意事項

- ①許可を受けた目的以外の利用はできません。施設内は職員の指示に必ず従ってください。
- ②利用前の準備や利用後の原状回復、整理整頓は利用者が責任を持って行ってください。
- ③利用時間は準備から後片付けまでを含みます。
- ④貴重品の管理はロッカーを利用するなどして自己責任で行ってください。
- ⑤施設内の備品や用具を破損紛失された場合は、原状復帰又は同等品を弁償していただきます。
- ⑥ご自身で使用する道具・荷物等を施設内に置くことはできません。
- ⑦指定された場所以外での飲食・喫煙はご遠慮ください。
- ⑧自動車・バイク・自転車等は決められた場所へ駐車してください。
- ⑨施設利用時間が30分に満たない場合は、30分とみなします。
- ⑩未就学児の施設利用の際は、保護者同伴での利用となります。

3. 申請時の注意事項

- ①予約・申請の手続きについて
 - ・予約と同時に申請をし、使用料を前納していただきます。なお遠方の方の場合、電話での仮予約も受け付けますが、料金納付時点で正式受付となります。納付までの間に他者から申し込みがあり納付された場合、前者の受付は取り消しとなります。仮予約は10日で無効です。
 - ・予約受付は、利用日の120日前から連続5日まで予約可能です。
- ②キャンセル及び使用料返還の取扱いについて
 - ・使用日の15日前までにキャンセルの申し出があった場合は、使用料の半額をお返しします。使用日の15日前を過ぎてしまった場合は、使用料の還付はできませんのでご注意ください。（※キャンセルの場合は3日前までに必ずご連絡ください。）
- ③社会教育関係団体へ
 - ・申請時に免除を受けられる団体は、必ず社会教育関係団体登録証を提示してください。登録証がない場合は、免除を受けられませんのでご注意ください。

4. 「スポーツ等合宿の郷づくり推進条例」について

- ・市内の宿泊施設に宿泊し、体育施設を利用した場合、利用する団体が市外者であっても利用料金の加算割合を適応せず、市内の利用料金で利用できます。詳しくは宿泊先にお問い合わせください。
- (※平成21年4月1日から平成26年3月31日までに限る)

5. 減免について

- ・以下の表に当てはまる方は減免を受けることができます。

減免の理由		減免率	冷暖房
市及び市の部局		免除	免除
実質的に市が主体である場合、又は誘致した場合		免除	免除
市が認めた総合型地域スポーツクラブ		免除	免除
学校	市立	免除	免除
	市内の公立	50%	所定の使用料の40%
社会教育登録団体		50%	所定の使用料の40%
社会福祉を目的とする団体		50%	所定の使用料の40%
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の所持者(介助者を含む)		免除	免除
上記以外で市長が減免することを適当と認めた団体		30%	所定の使用料の40%

6. 使用料加算割合について

- ・使用料加算割合は以下の表のとおりです。

使用区分		加算割合
市内の者	営利又は営業を目的に利用する場合	200%
	入場料を徴収する場合	100%
市外の者	営利又は営業を目的に利用する場合	300%
	入場料を徴収する場合	200%
	上記以外の場合	100%

7. 利用時間・休館日

利用時間	8:30~22:00
休館日	12月29日~1月3日

- (※大会等を開催する場合は応相談)

お問合せ先

妙高市総合体育館	TEL 0255-78-7468
NPO法人スポーツクラブあらい	TEL 0255-72-3665
	FAX 0255-72-3699
NPO法人スポーツクラブあらいHP	http://sports-arai.jp/